

令和4年3月31日まで下表の改修工事が完了した場合、翌年の改修工事を行った住宅の固定資産税を減免します。

申請期限・・・改修が完了した日から3か月以内（やむを得ない場合を除く）

| リフォームの種類 | 住宅の要件 | 申請期限 | 減免割合 (改修が行われた住宅の固定資産税) | 添付資料 |
|----------|--|--------------------------------|--|---|
| 耐震改修 | 1.昭和57年1月1日以前から所在する住宅 2.当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(50万円以上)を行った住宅 | 改修完了した日から3月以内 (やむを得ない場合を除く) | 120㎡まで2分の1 ※認定長期優良住宅に該当することとなった場合 3分の2 | 1.領収証など耐震改修に要した費用を証する書類 2.補助を受けている場合、補助金額がわかる書類 3.増改築等工事証明書(嘉島町建設課や建築士などが発行する証明書) 4.※長期優良住宅に認定された場合、認定されたことがわかる書類 |
| 省エネ | 1.平成20年1月1日以前から所在する住宅 2.外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事(50万円以上)を行った住宅 3.改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること | | 120㎡まで3分の1 ※認定長期優良住宅に該当することとなった場合 3分の2 | 1.納税義務者の住民票の写し(申請書にマイナンバー記載で省略可) 2.領収証など耐震改修に要した費用を証する書類 3.補助を受けている場合、補助金額がわかる書類 4.増改築等工事証明書(建築士などが発行する証明書) 5.※長期優良住宅に認定された場合、認定されたことがわかる書類 |
| バリアフリー | 1.新築された日から10年以上経過した住宅 2.高齢者、障害者の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事(50万円以上)が行われたもの 3.次のいずれかの方が居住する住宅であること (1) 65歳以上の方 (2)介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方 (3)障害のある方(地方税法施行令第7条に該当) 4.改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること | | 100㎡まで3分の1 | 1.納税義務者の住民票の写し(申請書にマイナンバー記載で省略可) 2.領収証など耐震改修に要した費用を証する書類 3.補助を受けている場合、補助金額がわかる書類 4.居住する方が次の該当する区分に応じた書類 (1) 介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方は、認定を受けていることを示す保険証などの写し (2)障害のある方は、障害のあることを示す各種手帳の写し |